# げんまい新聞

第13号　日々の在宅医療介護に役立つ知恵と情報をお届けします

製作者
玄米
クリニック
西原町翁長834
トムズビル2階
☎098-944-6663

## 保険証がマイナンバーカードに変わる「マイナ保険証」、これからの不安を解消します

介護をされているご家族にとって、制度変更は大きなご不安と感じられるでしょう。2024年12月2日から、従来の健康保険証の新規発行は停止され、マイナンバーカードによる「マイナ保険証」が基本となります。しかしご安心ください。寝たきりの方や暗証番号を覚えられない方など、カード利用が難しい方のために、しっかりとした「受け皿（セーフティネット）」が用意されています。
ご家族が特に心配される「カードの利用方法」や「介護が必要な場合の対応」について、わかりやすく解説いたします。

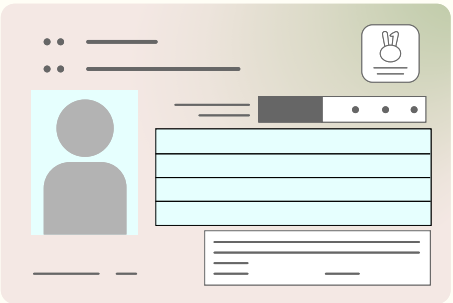

## Q1．「カードがないと病院にかかれない」は本当？

いいえ、そんなことはありません。
マイナンバーカードを持っていない方や、カードを保険証として登録していない方には、申請しなくても（申請不要で）「資格確認書（しかくかくにんしょ）」という証明書がご自宅に届きます。

1．「資格確認書」とは？
- これまでの紙の保険証とまったく同じように使える、保険証の代わりになるカードです。病院や薬局の窓口で提示すれば、これまで通りの負担割合で医療を受けられます。

2．いつ届くの？
- 今お持ちの保険証の有効期限が切れる前に、保険組合や自治体から自動的に送付されます。

3．更新は？
- 「資格確認書」には有効期限（最長1年）がありますが、マイナ保険証を登録しない限り、更新時期になると新しいものが自動で届きます。

**【結論】マイナンバーカードを持っていなくても、医療が受けられなくなることはありません。**

## Q2. 今持っている「紙の保険証」は、もう使えないの？

いいえ、すぐに使えなくなるわけではありません。
2024年12月2日より前に発行された、今お手元にある保険証は、経過措置として最大1年間（2025年12月1日まで）は、そのまま使い続けることができます。
（※国民健康保険や後期高齢者医療制度などで、有効期限がそれより前に来る場合は、その期限までとなります）
期限が切れる頃に、Q1で説明した「資格確認書」が届く流れになります。

## Q3. 「寝たきり」や「施設入所中」の場合はどうなるの？

**1. 病院の窓口で**
無理にカードリーダーを使う必要はありません。病院の職員に「カードリーダーの操作が難しい」と伝えてください。職員が「目視確認モード」に切り替えて対応してくれます。

**2. 訪問診療・訪問看護（在宅医療）の場合**
ご自宅に医師や看護師が訪問する場合、ご家族やご本人が機械を操作する必要はありません。
訪問スタッフが持参するタブレット端末などで、以下のいずれかの方法で資格を確認します。

- 方法A： 患者さんのマイナンバーカードを目視で確認する
- 方法B： 患者さんに届いている「資格確認書」で確認する

**【結論】ご本人が動けなくても、訪問診療や往診はこれまで通り受けられます。**

## Q4. 親が「暗証番号を覚えられない」のが不安です

「顔認証がうまくいかない」「暗証番号の管理が不安」という方のために、「顔認証マイナンバーカード」という特別なカードがあります。

1. 「顔認証マイナンバーカード」とは？
   - 医療機関での本人確認を「顔認証」または「職員の目視」に限定した、暗証番号が不要なマイナンバーカードです。見た目は通常のカードと同じですが、暗証番号の入力が一切求められません。
2. どうすれば手に入る？
   - お住まいの市区町村の役場窓口で申請できます。すでにマイナンバーカードを持っている方でも、このカードに切り替えることが可能です。ご家族が代理人として申請することもできます（委任状などが必要な場合がありますので、役場にご確認ください）。

※このカードは、マイナポータルなど暗証番号が必要なネットサービスは使えなくなりますが、「保険証」として使う分には最適です。